

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	令和2年度道の駅「許田」道路情報ターミナル設計意図伝達業務
業 務 概 要	意図伝達業務 1式 上空通路意図伝達業務 1式
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 沖縄総合事務局北部国道事務所長 大城 照彦 沖縄県名護市大北4丁目28番34号
契 約 年 月 日	令和 2年12月21日
契 約 業 者 名	(株)国建
契約業者の住所	沖縄県那覇市久茂地1-2-20
契 約 金 額	4,488,000円 (税込み)
予 定 価 格	4,488,000円 (税込み)
随意契約によることとした理由	<p>本業務は、設計者が工事施工段階において行うことに合理性がある業務として、平成21年度国土交通省告示第15号の標準業務である設計意図を正確に伝えるための質疑応答説明、工事材料設備機器等及びそれらの色柄形状等の選定に関して設計意図の観点からの検討、助言等を行う業務（以下「設計意図伝達業務」）のうち、令和元年度道の駅「許田」道路情報ターミナル建築工事に係る工事の実施において、工事請負者との打合せや設計図書を補完する説明図及びデザイン図等の作成、設計意図の伝達に係る施工図の確認及び仕上げ材料の色彩計画書を作成するものである。</p> <p>令和元年度道の駅「許田」道路情報ターミナル建築工事に係る設計業務において全体の調整ととりまとめを行った設計者以外に知り得ない情報である設計意図のうち、設計図書のみでは表現し尽くせないものについて、工事施工段階において工事請負業者等に正確に伝えるものであることから、設計者がこれを行う必要がある。</p> <p>また、設計内容の確定後でなければ業務の内容及び必要業務量が確定できない。</p> <p>それにより、(株)国建と会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号の規定により随意契約を締結するものである。</p>
業 務 場 所	沖縄県名護市許田地内
業 種 区 分	建築関係建設コンサルタント業務
履行期間（自）	令和 2年12月22日
履行期間（至）	令和 3年 9月30日
備 考	